

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和六年九月二十四日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年五月十六日奈良県指令建第一一二一〇八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年九月十三日建第一〇三八四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市逢坂七丁目一三〇番一及び一三一番四の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市逢坂五丁目八七二番地一号

藤田正之

一 許可番号

令和六年三月十四日奈良県指令建第一一二一五〇号

令和六年八月三十日奈良県指令建第一一二一五〇一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年九月十三日建第一〇三八五号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年九月十三日建第五九五一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

桜井市大字西之宮二八二番一、二八二番二、二八二番三、二八二番四、二八二番五、

二八二番六、二八二番七、二八二番八、二八二番九、二八二番一〇及び二八二番一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡河合町泉台三丁目八番一八号

株式会社アイア奈良 代表取締役 南正利

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 桜井市大字西之宮二八二番一

下水道 桜井市大字西之宮二八二番一の一部

水路 桜井市大字西之宮二八二番一〇